

岐阜県高等学校文化連盟書道部会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名 称) この部会を岐阜県高等学校文化連盟書道部会と称する。
- 第 2 条 (事務局) この部会の事務局を専門部長所在の学校に置く。
- 第 3 条 (組 織) この部会は岐阜県に所在する高等学校の部活動を基盤に組織する。
- 第 4 条 (目 的) この部会は県下の高等学校部活動の健全な発展、及び文化の向上に寄与することを目的とする。
- 第 5 条 (事 業) この部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 岐阜県高等学校総合文化祭書道展を開催する。
 - 2 次の 3 地区において地区高等学校書道展を開催する。
【中濃・東濃・飛騨】
 - 3 作品研究会を行う。
 - 4 その他 目的の範囲において相当と認めた事業を行う。

第 2 章 役 員

- 第 6 条 (役 員) この部会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|----------|
| 部 会 長 | 1 名(学校長) |
| 顧 問 | 若干名 |
| 副 部 会 長 | 若干名 |
| 専 門 部 長 | 1 名 |
| 評 議 員 | 若干名 |
| 会 計 | 1 名 |
| 監 査 | 1 名 |

- 第 7 条 (役員を選出) 役員は次の方法により選出する。
- (1) 部会長は校長会により推挙された校長が当る。
 - (2) 顧問・副部会長は総会で選出し、部会長が委嘱する。
 - (3) 専門部長は総会で選出し、部会長が委嘱する。
 - (4) 評議員は総会で選出し、部会長が委嘱する。
 - (5) 会計・監査は総会で選出し、部会長が委嘱する。

- 第 8 条 (役員任期) 役員任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 3 章 会 議

- 第 9 条 (総 会) この部会は年 1 回総会を開催し、事業報告、会計報告、事業案と予算案の審議を行う。
- 第 10 条 (評議員会) 部会長、副部会長、専門部長、評議員で構成し、必要に応じて部会長が招集しこれを開催する。
- 第 11 条 (部顧問会議) 必要に応じて部会長が招集しこれを開催する。

第 4 章 会 計

- 第 12 条 (経 費) この部会の経費は、岐阜県高等学校文化連盟費、参加費、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第 13 条 (会計年度) この部会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日をもって終わる。

第 5 章 規約の改正

- 第 14 条 この部会の規約は総会の決議によって改正することができる。

第 6 章 附 則

- この規約に必要な細則は役員会で定める。
- この規約は平成 2 年 6 月 1 8 日より施行する。
- この規約は平成 1 9 年 6 月 5 日より改正する。
- この規約は平成 2 0 年 6 月 5 日より改正する。
- この規約は平成 2 2 年 6 月 8 日より改正する。